

★ 宇都宮市立小中学校施設の開放に関する規則ほか ★

～ 学校施設等使用諸団体調整会議資料 ～

1	宇都宮市立小中学校施設の開放事業について	1
2	体育館開放の利用調整に関する運用方針	2
3	宇都宮市立小中学校施設の開放に関する規則	4
4	学校体育施設開放事業利用手続き	8
5	令和2年度利用団体登録申請書	9
6	会員名簿	10
7	年間活動計画	11
8	体育館・武道場 借用書・許可書	12
9	令和2年度体育館夜間使用記録簿	13
10	令和2年度武道場夜間使用記録簿	14
別添	令和2年度学校行事（案）	

宇都宮市立晃陽中学校

宇都宮市立小中学校施設の開放事業について

◎ 趣旨

学校開放事業は、「宇都宮市立小中学校施設の開放に関する規則」に基づき、小中学校施設を開放しているが、一部の学校で学区外の団体の利用を制限している状況などがあることから、規則の再確認と利用調整にあたっての具体的方法などをまとめた運用指針について、周知するもの。

1 事業の概要

(1) 目的

地域スポーツの振興、開かれた学校づくりの推進及び施設の有効活用のため、学校教育に支障のない範囲内において学校施設を開放するものとする。

(2) 対象施設

校庭、体育館及び武道場、校舎、田原中学校天体ドーム

(3) 利用対象者

学校施設を利用できる者は、市内在住、在勤、在学する原則、10人以上の団体（学区内外を問わず利用可能）

(4) 利用制限

- ・ 政治的、宗教的活動にわたるおそれがあるとき
- ・ 営利を目的とするとき
- ・ 学校施設を破損するおそれがあるとき

(5) 使用料

校庭の夜間照明設備を使用する場合のみ有料

2 経過

- ・ 平成28年3月議会一般質問において、今井政範議員より小中学校の体育館開放について、新しい団体の利用が難しい状況であるため、統一した運用指針を定め、学校に対し指導助言すべきとの提起あり。
- ・ これを受け、全小中学校を対象に学校開放事業についての調査を実施した結果、一部の小中学校において、新規団体の利用を断わっているケースや、学区外の団体の利用を制限しているケースなど学校開放の規則から逸れた事例があった。

3 対応

- ・ 「宇都宮市立小中学校施設の開放に関する規則」について、改めて利用対象者や開放時間などの取り扱いを再確認。
- ・ 調整が必要となるケースが多い体育館については、「体育館開放の利用調整に関する運用指針」を定めたので、参考としてほしい。

※ なお、これまでの学校開放事業の仕組みを変更するものではない。